

令和5年度 介護サービス事業者実地指導提出資料 自主点検表8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
開設法人の名称	
開設法人の代表者名	
管理者名	
記入者名	
連絡先	電話： FAX： Eメール：
記入年月日	令和 年 月 日

R5.4.1版

自主点検表記入要領

- (1) 「点検のポイント」欄により、点検内容を確認し、「点検結果」欄の該当する回答項目を○で囲んでください。
- (2) 「いる・いない」等の判定について該当する項目がない場合は、選択肢に二重線を引き「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。）

自主点検における留意事項

- (1) 毎年定期的実施し、項目ごとの基準を確認してください。
- (2) 事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。
 なお、この場合、控えを必ず保管してください。

根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

文中の略称	名 称
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
施行令	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
条例	久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年3月26日条例第9号）
平18-0331004	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について （平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331007号）
平18厚告126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
平18-0331005	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
平27厚告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）

自主点検表目次

項目	内容	ページ
第1	一般原則	5
1	一般原則	5
第2	基本方針	5
1	基本方針	5
第3	サービスの種類	5
1	基本サービス	5
第4	人員に関する基準	6
	(用語の定義)	6
1	従業員の員数	7
	(オペレーター)	7
	(定期巡回サービスを行う訪問介護員等)	8
	(随時訪問サービスを行う訪問介護員等)	8
	(計画作成責任者)	9
2	管理者	9
第5	設備に関する基準	9
1	設備及び備品等	9
第6	運営に関する基準	10
1	内容及び手続きの説明並びに同意	10
2	提供拒否の禁止	11
3	サービス提供困難時の対応	11
4	受給資格等の確認	12
5	要介護認定等の申請に係る援助	12
6	心身の状況等の把握	12
7	指定居宅介護支援事業者等との連携	12
8	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	12
9	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	12
10	居宅サービス計画等の変更の援助	12
11	身分を証する書類の携行	12
12	サービスの提供の記録	12
13	利用料等の受領	13
14	保険給付の請求のための証明書の交付	13
15	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	13
16	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	14
17	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	15
18	同居家族に対するサービス提供の禁止	16
19	利用者に関する市町村への通知	16
20	緊急時等の対応	17
21	管理者の責務	17
22	運営規程	17
23	勤務体制の確保等	17
	(研修の確保)	18
	(ハラスメント防止)	18

24	業務継続計画の策定等	19
25	衛生管理等	20
26	掲示	21
27	秘密保持等	22
28	広告	22
29	指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	22
30	苦情処理	22
31	地域との連携等	22
32	事故発生時の対応	23
33	虐待の防止	24
34	会計の区分	25
35	記録の整備	25
	(電磁的記録)	26
36	介護職員等による喀痰吸引等について	27
第7	連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例	28
1	適用除外	28
2	指定訪問看護事業所との連携	28
第8	変更の届出等	28
1	変更の届出等	28
第9	介護給付費の算定及び取扱い	29
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)	29
2	通所サービスの減算	29
3	同一の建物若しくは隣接する敷地内の建物の減算	29
4	中山間地域等居住者加算	30
5	サービス種類相互の算定関係	30
6	初回加算	30
7	総合マネジメント体制強化加算	30
8	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	30
9	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	31
10	認知症専門ケア加算	33
11	サービス提供体制強化加算	33
12	介護職員処遇改善加算	35
13	介護職員等特定処遇改善加算	37
14	介護職員等ベースアップ等支援加算	38
第10	その他	38
1	介護サービス情報の公表	38
2	法令遵守等の業務管理体制の整備	38

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
第1 一般原則			
1 一般原則	<p>① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。</p> <p>② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者（地域密着型介護予防サービス事業者）又は居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他の保健医療サービス及び福祉サービス提供する者との連携に努めていますか。</p> <p>③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。</p> <p>④ 指定地域密着型（介護予防）サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。※「科学的介護情報システム」（LIFE）の活用</p> <p>⑤ 法人の役員及び事業所の従業者が暴力団員又は久喜市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者になっていませんか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第3条</p>
第2 基本方針			
1 基本方針	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとしていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第4条</p>
第3 サービスの種類			
1 基本サービス	<p>基本方針に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとなっていますか。</p> <p>(1) 「定期巡回サービス」 訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話</p> <p>※ 「定期的」とは、原則として1日複数回の訪問を行うことを想定していますが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、利用者の心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではありません。また、訪問時間については、短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定してください。</p> <p>※ 「訪問介護員等」とは、次のいずれかです。 ア 介護福祉士 イ 看護師等（保健師、看護師、准看護師） ウ 実務者研修修了者 エ 介護職員初任者研修課程を修了した者</p> <p>※ 介護職員の研修課程等の見直しに係る施行規則の一部改正の施行の際（平成25年4月1日）、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する1級課程及び2級課程（以下「旧課程」という。）を修了している者については、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。 また、施行の際、旧課程を受講中のものであって、施行後に当該研修課程を修了したものについても、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第5条</p> <p>平18-0331004 第3の1の1(2)①</p> <p>施行令 第3条</p> <p>埼玉介護職員初任者研修事業指定要領 第15</p> <p>介護職員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）（平24老振発0328第9号）Iの6</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>(2) 「随時対応サービス」 あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の可否等を判断するサービス</p> <p>※ 「看護師等」とは、次のいずれかです。 ア 保健師 イ 看護師 ウ 准看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 言語聴覚士</p> <p>※ 利用者のみならず利用者の家族等からの在宅介護における相談等にも適切に対応してください。また、随時の訪問の必要性が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を適切に把握し、定期巡回サービスに組み替えるなどの対応等を行うこと。なお、通報の内容によっては、必要に応じて看護師等からの助言を得る等、利用者の生活に支障がないよう努める必要があります。</p> <p>(3) 「随時訪問サービス」 随時対応サービスにおける訪問の可否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話</p> <p>※ 随時の通報があつてから、概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めてください。なお、同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合の対応方法についてあらかじめ定めておくとともに、適切なアセスメントの結果に基づき緊急性の高い利用者を優先して訪問する場合があります。等について、利用者に対する説明を行う等あらかじめサービス内容について理解を得る必要があります。</p> <p>(4) 「訪問看護サービス」 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助</p> <p>※ 医師の指示に基づき実施されるものであり、全ての利用者が対象となるものではないこと。また、訪問看護サービスには定期的に行うもの及び随時行うものいずれも含まれること。</p>		 平 18-0331004 第3の1の1(2)② 平 18-0331004 第3の1の1(2)③ 平 18-0331004 第3の1の1(2)④
第4 人員に関する基準			
(用語の定義)	<p>※ 「常勤」とは 当該事業所における勤務時間（同一敷地内にある他の事業所において、居宅介護支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。）が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいいます。 ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であつて、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、同一の事業者によって訪問介護事業所が併設されている場合、訪問介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。</p>		平 18-0331004 第2の2の(3)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>※「専ら従事する・専ら提供に当たる」とは 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>※「常勤換算方法」とは 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし母性健康管理措置、育児・介護休業により所定労働時間の短縮等の措置がされている場合、30時間以上の勤務で常勤の従業員が勤務すべき時間数を満たしたものととして取り扱いできます。</p>		<p>平18-0331004 第2の2の(4)</p> <p>平18-0331004 第2の2の(1)</p>
<p>1 従業者の員数 (オペレーター)</p>	<p>① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上配置していますか。</p> <p>※ オペレーターは、提供時間帯を通じて1以上配置している必要がありますが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えありません。 また、午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はありません。</p> <p>② 看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師、又は介護支援専門員（以下、「看護師、介護福祉士等」という。）のいずれかの資格を有していますか。</p> <p>※ オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として1年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び日訪問介護職員養成研修2旧修了者にあつては、3年以上）従事した者をオペレーターに充てることができます。この場合、「1年以上（3年以上）従事」とは、単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算したものです。</p> <p>③ オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等を配置していますか。</p> <p>※ 同一敷地内の指定訪問介護事業所及び指定訪問看護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務については、オペレーターと同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるため、これらの職務に従事していた場合も、常勤の職員として取り扱います。</p> <p>※ 本体事業所は、当該サテライト事業所へ駆けつけることができる連絡体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保してください。</p> <p>④ オペレーターは専らその職務に従事していますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第6条 第1項第1号</p> <p>平18-0331004 第3の1の2(1)① ハ</p> <p>条例第6条 第2項</p> <p>平18-0331004 第3の1の2(1)① イ</p> <p>条例第6条 第3項</p> <p>平18-0331004 第3の1の2(1)① ニ</p> <p>条例第6条 第4項</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 1 従業者の員数 (オペレーター)	<p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができます。</p>		
	<p>※ 当該オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅においてサービスの提供を行っているときであっても、当該オペレーターが利用者からの通報を受けられる体制を確保している場合は、当該時間帯におけるオペレーターの配置要件を併せて満たします。</p>		平 18-0331004 第 3 の 1 の 2 (1) ① ハ
	<p>※ オペレーターは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等として従事することができます。</p> <p>なお、「利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合」とは、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合です。</p>		平 18-0331004 第 3 の 1 の 2 (1) ① ホ
	<p>⑤ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、④の規定にかかわらず、当該事業所等の職員をオペレーターとして充てていますか。</p> <p>ア 指定短期入所生活介護事業所 イ 指定短期入所療養介護事業所 ウ 指定特定施設 エ 指定小規模多機能型居宅介護事業所 オ 指定認知症対応型共同生活介護事業所 カ 指定地域密着型特定施設 キ 指定地域密着型介護老人福祉施設 ク 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 ケ 指定介護老人福祉施設 コ 介護老人保健施設 サ 指定介護療養型医療施設 シ 介護医療院</p>	いる いない 該当なし	条例第 6 条 第 5 項
	<p>※ 上記⑤の施設等の入所者等の処遇に支障がないと認められる場合に、当該施設等の職員（②の要件を満たす職員に限る。）をオペレーターとして充てることができます。</p> <p>また、当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取り扱うことができます。</p> <p>ただし、当該職員が定期巡回サービス、随時訪問サービス又は訪問看護サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できない（オペレーターの配置についての考え方については④と同様）ため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られることに留意すること。</p>		平 18-0331004 第 3 の 1 の 2 (1) ① へ
(定期巡回サービスを行う訪問介護員等)	<p>⑥ 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上配置していますか。</p>	いる いない	条例第 6 条 第 1 項第 2 号
	<p>※ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数については、必要な数としていますが、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。</p>		平 18-0331004 第 3 の 1 の 2 (1) ②
(随時訪問サービスを行う訪問介護員等)	<p>⑦ 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が 1 以上確保されるために必要な数以上配置していますか。</p>	いる いない	条例第 6 条 第 1 項第 3 号
	<p>⑧ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専らその職務に従事していますか。</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。</p>	いる いない	条例第 6 条 第 6 項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 1 従業者の員数 (随時訪問サービスを行う訪問介護員等)	<p>※ 午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要ありません。</p> <p>※ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、④又は⑧の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスの職務に従事することができます</p> <p>※ 条例第6条第7項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスの職務に従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、条例第6条第1項の規定(①、⑥、⑦)にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができます</p>		<p>平18-0331004 第3の1の2(1)③</p> <p>条例第6条 第7項</p> <p>条例第6条 第8項</p>
(計画作成責任者)	<p>⑨ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等のうち1人以上を、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者として配置していますか。</p> <p>※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上を選任しなければならないこととしており、オペレーターの要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者については当該資格等を有しない場合、計画作成責任者としては認められないことに留意すること。また、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできます。なお、利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第6条 第11項</p> <p>平18-0331004 第3の1の2(1)⑤</p>
2 管理者	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を配置していますか</p> <p>※ ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとします。 なお、管理者はオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等又は訪問看護サービスを行う看護師等である必要はありません。</p> <p>ア 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等又は計画作成責任者の場合</p> <p>イ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、当該指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務の場合</p> <p>ウ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第7条</p> <p>平18-0331004 第3の1の2(2)</p>
第5 設備に関する基準			
1 設備及び備品等	<p>① 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区域を設けていますか。</p> <p>② サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>※ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。</p> <p>※ 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。</p> <p>※ 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮してください。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第8条 第1項</p> <p>平18-0331004 第3の1の3(1)</p> <p>平18-0331004 第3の1の3(2)</p> <p>平18-0331004 第3の1の3(3)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 1 設備及び備品等	<p>③ 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させていますか。</p> <p>ア 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等</p> <p>イ 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等</p> <p>※ アについては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができます。</p> <p>※ オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときとは、事業所・事業者内ネットワークや情報セキュリティに十分に配慮した上で、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されている状態であることです。</p> <p>また、常時利用者の情報にアクセスできる体制とは、こうした情報通信技術の活用のみに限らず、例えば、オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が、日々の申し送り等により随時更新され当該事業所において一元的に管理されていること等も含まれるものです。</p> <p>※ イの利用者からの通報を受けるための機器については、必ずしも当該事業所に設置され固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできます。また、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受けた際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならぬが、通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくても差し支えありません。</p> <p>したがって、通報を受ける機器としては、携帯電話等であっても差し支えありません。</p>	いる いない	条例第8条第2項
	<p>※ オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときとは、事業所・事業者内ネットワークや情報セキュリティに十分に配慮した上で、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されている状態であることです。</p> <p>また、常時利用者の情報にアクセスできる体制とは、こうした情報通信技術の活用のみに限らず、例えば、オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が、日々の申し送り等により随時更新され当該事業所において一元的に管理されていること等も含まれるものです。</p>		平18-0331004第3の1の3(5)
	<p>※ イの利用者からの通報を受けるための機器については、必ずしも当該事業所に設置され固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできます。また、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受けた際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならぬが、通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくても差し支えありません。</p> <p>したがって、通報を受ける機器としては、携帯電話等であっても差し支えありません。</p>		平18-0331004第3の1の3(4)
	<p>④ 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布していますか。</p>	いる いない	条例第8条第3項
	<p>※ 利用者配布する通信のための端末機器（ケアコール端末）は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものとします。</p>		平18-0331004第3の1の3(6)
	<p>※ 利用者配布するケアコール端末等については、オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認しあいながら対話できるもの等を活用し、利用者の在宅生活の安心感の向上に資するものであることが望ましいです。</p>		平18-0331004第3の1の3(7)
<p>⑤ 利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報が適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対し携帯電話等を配布すること又はケアコール端末を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせるようにしていますか。</p>	いる いない	平18-0331004第3の1の3(6)	

第6 運営に関する基準

1 内容及び手続きの説明並びに同意	<p>サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p>	いる いない	条例第9条第1項
	<p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。</p> <p>ア 運営規程の概要</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制</p> <p>ウ 事故発生時の対応</p> <p>エ 苦情処理の体制</p> <p>オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等</p>		平18-0331004第3の1の4(2)①
	<p>※ 特に、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における指定訪問看護事業所との連携の内容や他の指定訪問介護事業所に事業の一部委託を行う場合の当該委託業務の内容、他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に随時対応サービスを行う場合の事業所間の連携の内容等について十分な説明を行わなければなりません。</p>		平18-0331004第3の1の4(2)②

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 1 内容及び手続きの説明並びに同意	※ わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。		
	※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (21) ①
	<p>【書面以外の方法】</p> <p>利用申込者又はその家族（以下、利用申込者等）からの申出があった場合には、文書の交付に代えて当該利用申込者等の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができます。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなします。なお、利用申込者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者等の閲覧に供し、当該利用申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p>		条例 第 9 条第 2、4 項
	※ 重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。		条例 第 9 条第 5 項
※ 承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び承諾をした場合は、この限りではありません。		条例 第 9 条第 6 項	
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	いる いない	条例第 10 条
	※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (3)
	<p>※ 「提供を拒むことのできる正当な理由がある場合」とは、次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>イ 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>		
3 サービス提供困難時の対応	利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	いる いない	条例第 11 条

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
4 受給資格等の確認	① サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	いる いない	条例第 12 条第 1 項
	② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。	いる いない 事例なし	条例第 12 条第 2 項
5 要介護認定等の申請に係る援助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いる いない 事例なし	条例第 13 条第 1 項
	② 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか	いる いない	条例第 13 条第 2 項
6 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	いる いない	条例第 14 条
7 指定居宅介護支援事業者等との連携	① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか	いる いない	条例第 15 条第 1 項
	② サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる いない	条例第 15 条第 2 項
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	① 利用申込者が介護保険法施行規則第 65 条の 4 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。	いる いない	条例第 16 条
	② 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること等その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	いる いない	
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	いる いない	条例第 17 条
	※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスを利用者の心身の状況に応じて、柔軟に提供するものであり、随時訪問を行う場合や、定期巡回サービスの訪問時間帯又は内容等の変更を行った場合は、当該利用者を担当する介護支援専門員に対し適宜報告を行う等、適切な連携を図るものとします。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (9)
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行なっていますか。	いる いない	条例第 18 条
11 身分を証する書類の携行	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	いる いない	条例第 19 条
	※ 身分を証する書類には、事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (11)
12 サービスの提供の記録	① サービスを提供した際には、利用者及びサービス事業者がその時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票）等に記載していますか。	いる いない	条例第 20 条第 1 項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 12 サービスの提供の記録	<p>※ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。</p> <p>ア サービスの提供日</p> <p>イ サービスの内容（例えば、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの別）</p> <p>ウ 保険給付の額</p> <p>エ その他必要な事項。</p>		平18-0331004 第3の1の4(12) ①
	② サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供していますか。	いる いない	条例第20条 第2項 平18-0331004 第3の1の4(12) ②
	※ その他の適切な方法とは例えば、利用者の用意した手帳等に記載する等の方法です。		
13 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合）の支払を受けていますか。	いる いない 該当なし	条例第21条 第1項 平18-0331004 第3の1の4(13)①
	② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	いる いない 該当なし	条例第21条 第2項
	<p>※ 介護保険給付の対象となる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 利用者へ、当該事業が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ウ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計と区分していること。</p>		平18-0331004 第3の1の4(13) ②
	③ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額を利用者から受けていますか。	いる いない	条例第21条 第3項
	④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	いる いない	条例第21条 第4項
	⑤ 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用を徴収していませんか。	いる いない	平18-0331004 第3の1の4(13) ⑤
	※ 利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者が負担すべきものです。		
	⑤ サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。	いる いない	法第42条の2 第9項
	※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・滞在に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。		施行規則第65条の5
	14 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービス以外のサービス利用料の支払いを受けた場合は提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	いる いない 事例なし
15 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応していますか。	いる いない	条例第23条 第1項
	② 事業者は自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。	いる いない	条例第23条 第2項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 15 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	<p>※ サービスの提供については、目標達成の度合い及びその効果等や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければなりません。</p> <p>※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。</p> <p>イ 自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。</p> <p>ロ 外部評価は、介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。</p> <p>ハ このようなことから、介護・医療連携推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。</p> <p>ニ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。</p> <p>ホ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成24年度老人保健健康増進等事業「定期巡回・随時対応サービスにおける自己評価・外部評価の在り方に関する調査研究事業」（一般社団法人二十四時間在宅ケア研究会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。</p> <p>※ 当該評価を行うために開催する介護・医療連携推進会議には、市職員又は地域包括支援センター職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要である。これらの者について、やむを得ない事情により、介護・医療連携推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を介護・医療連携推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。</p>		<p>平18-0331004 第3の1の4(15) ①</p> <p>平18-0331004 第3の1の4(29) ②</p>
16 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	<p>① 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。</p> <p>② 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。</p> <p>※ 随時訪問サービスを適切に提供するため、定期巡回サービスの提供や看護職員の行うアセスメント等により、利用者の心身の状況等の把握に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が通報を行いやすい環境づくりに努めるべきものです。</p> <p>③ 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者から随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第24条 第1号</p> <p>条例第24条 第2号</p> <p>平18-0331004 第3の1の4(15) ②</p> <p>条例第24条 第3号</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 16 指定 定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護の具 体的取扱方針	④ 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。	いる いない	条例第 24 条 第 4 号
	※ 訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って行う必要があります。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (15) ③
	⑤ 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行っていますか。	いない いる	条例第 24 条 第 5 号
	※ 訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (15) ④
	⑥ 特殊な看護等を行っていますか。	いる いない	条例第 24 条 第 6 号
	⑦ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	いる いない	条例第 24 条 第 7 号
	⑧ サービスの提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	いる いない	条例第 24 条 第 8 号
	※ サービスの提供に当たっては、介護技術や医学の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行ってください。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (15) ⑤
	⑨ サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。	いる いない	条例第 24 条 第 9 号
※ 利用者から合鍵を預かる場合には、従業者であっても容易に持ち出すことができないよう厳重な管理を行い、利用者に安心感を与えるものとします。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (15)⑥	
17 定期巡回・ 随時対応型訪 問介護看護計 画等の作成	① 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成していますか。	いる いない	条例第 26 条 第 1 項
	※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況を把握・分析し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとします。定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (17) ①
	② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。		条例第 26 条 第 2 項
	※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、日々の定期巡回サービスの提供や看護職員によるアセスメントにより把握した利用者の心身の状況に応じた柔軟な対応が求められることから、居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時にかかわらず、居宅サービス計画の内容を踏まえた上で計画作成責任者が指定サービスを提供する日時及びサービスの具体的内容を決定することができます。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (17) ②
※ この場合において、利用者を担当する介護支援専門員に対しては、適宜、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を提出、報告し、緊密な連携を図ること。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて、変更してください。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (17) ②	

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 17 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的 に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえて作成していますか。	いる いない	条例第 26 条 第 3 項
	※ 医師の指示に基づく訪問看護サービスの利用者はもとより、訪問看護サービス を利用しない者であっても、看護職員による定期的なアセスメント及びモニタ リングを行わなければなりません。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (17) ③
	※ 「定期的に」とは、概ね 1 月に 1 回程度行われることが望ましいが、当該アセ スメントを担当する保健師、看護師又は准看護師の意見や、日々の指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の提供により把握された利用者の心身の状況等を踏ま え、適切な頻度で実施するものです。		
	※ なお、訪問看護サービスの利用者に対する定期的なアセスメント及びモニタ リングについては、日々の訪問看護サービス提供時に併せて行うことで足ります。		
	※ アセスメントを担当する保健師、看護師又は准看護師については、定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者であることが望ましいが、当該指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師又は 准看護師により行われることも差し支えありません。 この場合において、当該保健師、看護師又は准看護師は、計画作成責任者から 必要な情報を得た上で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の趣旨を踏ま えたアセスメントを行う必要があることから、在宅の者に対する介護又は看護サ ービスに従事した経験を有する等、要介護高齢者の在宅生活に関する十分な知見を 有している者であって、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所 在地の日常生活圏域内で他の事業に従事している者、利用者の当該地域における 生活の課題を十分に把握できる者でなければならない。 また、当該アセスメントに従事した時間については、当該他の事業における勤 務時間とはみなされません。		
	③ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、 その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていま すか。		条例第 26 条 第 6 項
	④ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、 当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付していますか。		条例第 26 条 第 7 項
18 同居家族に 対するサー ビス提供の禁止	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者 に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提 供をさせていませんか。	いる いない	条例第 27 条
19 利用者に関 する市への通 知	① 利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことによ り、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付し てその旨を市に通知していますか。	いる いない 事例なし	条例第 28 条
	② 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとし たときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。	いる いない 事例なし	
20 緊急時等の 対応	① 従業者は現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた 場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を 講じていますか。	いる いない	条例第 29 条 第 1 項
	② ①の従業者が看護職員である場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行っ ていますか。	いる いない	条例第 29 条 第 2 項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
2 1 管理者の責 務	① 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	いる いない	条例第 30 条 第 1 項
	② 管理者は、当該事業所の従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	いる いない	条例第 30 条 第 2 項
	③ 計画作成責任者は、利用の申込みに係る調整等のサービスの内容等の管理を行っていますか。		条例第 30 条 第 3 項
2 2 運営規程	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他運営に関する重要事項	いる いない	条例第 31 条
	※ (2)の従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (21) ①
	※ 営業日は 3 6 5 日と、営業時間は 2 4 時間と記載すること。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (21) ②
	※ 「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものであること。 なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではない。 また、通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものであるが、指定地域密着型サービスである指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当である。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (21) ⑤
	※ (7)の「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指します。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (21) ⑥
2 3 勤務体制の 確保	① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。	いる いない	条例第 32 条 第 1 項
	※ 事業所ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にしてください。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (22) ①
	② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従業者によってサービスを提供していますか。	いる いない	条例第 32 条 第 2 項
	※ ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下、「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができます。		
※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従業者とは、雇用契約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものであること。 なお、訪問看護サービスに従事する看護師等又は社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則（昭和 61 年厚生省令第 49 号）第 1 条各号に規定		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (22) ②	

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 23 勤務体制の確保	<p>する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはならない。</p> <p>※ 「事業の一部」の範囲については、市長が判断することになるが、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスの全てを委託してはならないという趣旨であることに留意すること。したがって、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスのいずれも提供しない時間帯が生じることは認められません。なお、事業の一部委託に当たっては契約に基づくこととし、当該契約において、当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。</p> <p>(一部委託の例)</p> <p>ア 利用者50人を担当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、事業所の所在地と一定以上の距離を有する地域に居住する利用者10人に係る定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスを当該利用者が居住する地域に所在する指定訪問介護事業所に委託</p> <p>イ 深夜帯における随時対応サービス及び随時訪問サービスを、指定夜間対応型訪問介護事業所に委託（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は定期巡回サービスを実施）</p>		平18-0331004 第3の1の4(22) ③
(研修の確保)	③ 上記②の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けていますか。	いる いない	条例第32条 第3項
(研修の確保)	④ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保するよう努めていますか。	いる いない	条例第32条 第4項
(ハラスメント防止)	⑤ 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	いる いない	条例第32条 第5項
	<p>※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。<u>事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組</u>については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p><u>事業主が講ずべき措置の具体的内容</u></p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってほならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p>		平18-0331004 第3の1の4(22) ⑥
	<p>※ 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してください。</p> <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第</p>		

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	<p>30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。</p> <p>事業主が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、a～cが規定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 b 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） c 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） <p>※ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、事業主が講ずべき措置の具体的な内容の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html 埼玉県では、「介護職員しっかり応援プロジェクト」の取組において、ハラスメントの研修等が行われていますので、活用してください。</p>		
<p>24 業務継続計画の策定等</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載します。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 <p>② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施してください。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第32条の2第1項</p> <p>平18-0331004第3の1の4(23)①</p> <p>条例第32条の2第2項</p> <p>平18-0331004第3の1の4(23)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 24 業務 継続計画の策 定等	<p>※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>		
	<p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第32条の2 第3項</p>
	<p>※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。(令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務)</p>		<p>平18-0331004 第3の1の4(23)</p>
25 衛生管理等	<p>① 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第33条 第1項</p>
	<p>② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第33条 第2項</p>
	<p>③ 従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、使い捨て手袋等の感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>平18-0331004 第3の1の4(24) ①</p>
	<p>※ 手洗所等の従業員共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。</p>		
	<p>④ 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第33条 第3項</p>
	<p>※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとします。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。(令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務)</p>		<p>平18-0331004 第3の1の4(24) ②</p>
	<p>ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。</p> <p>感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>	<p>いる いない</p>	

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 25 衛生 管理等	<p>イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。</p> <p>ウ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしします。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施してください。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとしします。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	
26 掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等をいいます。</p> <p>※ 「事業所の見やすい場所」とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことを指します。</p> <p>※ 勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めません。</p> <p>※ 規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、規定による掲示に代えることができます。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第34条 第1項</p> <p>平18-0331004 第3の1の4(25) ①</p> <p>条例第34条 第2項</p>
27 秘密保持等	<p>① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 具体的には、介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	<p>いない いる</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第35条 第1項</p> <p>条例第35条 第2項</p> <p>平18-0331004 第3の1の4(26) ②</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 31 地域との連携等	<p>※ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、利用者又はその家族（以下利用者等）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの介護・医療連携推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。</p> <p>※ 介護・医療連携推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催して差し支えありません。</p> <p>イ 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。</p> <p>ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。</p> <p>ハ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。</p> <p>ニ 外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独で開催すること。</p>		
	② ①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。	いる いない	条例第 39 条第 2 項
	③ 事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めていますか。	いる いない	条例第 39 条第 3 項
	<p>※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との密接な連携に努めてください。</p> <p>※ 「市が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。</p>		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (29) ④
	④ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスの提供を行っていますか。	いる いない 該当なし	条例第 39 条第 4 項
	<p>※ 高齢者向け集合住宅と同一の建物に所在する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、条例第 10 条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければなりません。</p>		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (29) ⑤
32 事故発生時の対応	① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	いる いない	条例第 40 条第 1 項
	※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法は、事業者があらかじめ定めておくことが望まれます。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (30) ①
	② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	いる いない	条例第 40 条第 2 項
	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	いる いない	条例第 40 条第 3 項
	※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4 (30) ②

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
33 虐待の防止	<p>虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定認知症対応型共同生活介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じる必要があります。</p> <p>虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。</p> <p>虐待等の早期発見 従業員は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるように、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。</p> <p>虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報される必要があり、事業者は当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。</p> <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項（①～④）を実施するものとします。（令和6年3月31日までの間は、3年間の経過措置として努力義務）</p>		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4(31)
	① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。	いる いない	条例第 40 条の 2 第 1 号
	<p>※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>また、テレビ電話装置等を活用して行う際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		平 18-0331004 第 3 の 1 の 4(31) ①
	<p>※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業員に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われ</p>		

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 33 虐待の防止	<p>るための方法に関すること</p> <p>へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること</p> <p>ト への再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p>		
	<p>② 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第40条の2第2号</p>
	<p>※ 指針には次のような項目を盛り込むこと。</p> <p>イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>へ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p>		<p>平18-0331004第3の1の4(31)②</p>
	<p>③ 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第40条の2第3号</p>
	<p>※ 従業員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p>		<p>平18-0331004第3の1の4(31)③</p>
34 会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第41条</p>
	<p>※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <p>ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)</p> <p>イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)</p> <p>ウ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発第0329第1号)</p>		<p>平18-0331004第3の1の4(32)</p>
35 記録の整備	<p>① 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第42条第1項</p>
	<p>② 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>ウ 利用者に関する市への通知に係る記録</p> <p>エ 苦情の内容等の記録</p> <p>オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第42条第2項</p>
	<p>※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。</p>		<p>平18-0331004第3の1の4(33)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 35 記録の整備 (電磁的記録等)	<p>③ 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有形物をいう)で行うことが規定されている又は想定されるもの(被保険者証に関するものを除く)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(コンピュータ)による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>条例第 204 条</p>
	<p>※ 電磁的記録について</p> <p>イ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>ロ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p> a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p> b 書面に記載されている事項をスキャン等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>ハ その他、地域密着型サービス基準第 183 条第 1 項及び予防基準において電磁的記録により行うことができるとされているものはイ及びロに準じた方法によること。</p> <p>ニ 電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		<p>平 18-0331004 第 5</p>
	<p>④ 事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するものうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)を行っていますか。</p> <p>※ 電磁的方法とは</p> <p>(1) 電磁的方法による交付は、地域密着型サービス基準第 3 条の 7 第 2 項から第 6 項までの規定に準じた方法によること。</p> <p>地域密着型サービス基準第 3 条の 7</p> <p>2 事業者は利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、重要事項説明書の交付に代えて第 5 項で定めるところにより、当該利用者申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、事業者は当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法</p> <p>イ 事業者の使用に係る電子計算機と利用者申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用者又はその家族の閲覧に供し、当該利用者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへ記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとする</p>	<p>いる いない</p>	

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
続) 35 記録の整備 (電磁的記録等)	<p>るときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない</p> <p>(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。</p> <p>(4) その他、基準第183条第2項及び予防基準第90条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		
36 介護職員等による喀痰吸引等について (以下、該当事業者のみ記入してください。)	<p>① 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2及び3、同法施行規則第26条の2及び3に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。</p> <p>※ 平成24年4月1日から「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等（介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象）が、登録特定行為事業者として登録した施設等で、たんの吸引等を実施することができるようになりました。</p> <p>※ 制度の概要については、次の厚生労働省ホームページの資料を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 喀痰吸引等のパンフレット ・ 喀痰吸引等の制度説明（概要） <p>② 認定特定行為業務従事者について</p> <p>ア 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。</p> <p>イ 認定特定行為従事者は何人いますか。 ____人</p> <p>③ 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者について</p> <p>ア 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録になります。）</p> <p>[業務開始年月日 平成 年 月 日]</p> <p>④ 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。</p> <p>【登録している行為】該当するものに○をつける (たん吸引) 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内 (経管栄養) 胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養</p> <p>⑤ たん吸引等の業務の実施状況について 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。</p> <p>⑥ 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。</p>	<p>該当 非該当</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、3 同法施行規則第26条の2、3</p> <p>平成23年11月11日社援発第1111号 厚生労働省社会・援護局長通知</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	⑦ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。	いる いない	
	⑧ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	いる いない	
	⑨ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。	いる いない	
	⑩ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	いる いない	
第7 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例			
1 適用除外	<p>※ 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15項第2号に該当するものをいう。）の事業を行う者（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、条例第6条第1項第4号、第9項、第10項及び第12項の規定については適用しません。</p> <p>※ 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、条例第25条、第26条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに第42条第2項第3号及び第4号の規定は適用しません。</p> <p>※ 訪問看護サービスに係る人員、設備及び運営基準が適用されないことを除けば、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型）に係る基準が全て適用されます。</p>		<p>条例第43条第1項</p> <p>条例第43条第2項</p> <p>平18-0331004第3の1の5(1)</p>
2 指定訪問看護事業所との連携	<p>① 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対し指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携をしていますか。</p> <p>② 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は連携する指定訪問看護事業者（以下「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得ていますか。</p> <p>ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっての、看護職員によるアセスメントの実施</p> <p>イ 随時対応サービスの提供に当たって、看護職員による対応が必要と判断された場合に確実に連絡が可能な体制の確保</p> <p>ウ 介護・医療連携推進会議への参加</p> <p>エ その他必要な指導及び助言</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>条例第44条第1項</p> <p>条例第44条第2項</p>
第8 変更の届出等			
1 変更の届出等	<p>① 事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市（介護保険課）に届け出ていますか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地</p> <p>② 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市（介護保険課）に届け出ていますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>施行規則第131条の13第1項</p> <p>施行規則第131条の13第2項</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
第9 介護給付費の算定及び取扱い			
1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）	<p>携帯型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、携帯型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に利用者の要介護状態区分に応じて所定単位数を算定していますか。</p> <p>要介護1 5,697単位 要介護2 10,168単位 要介護3 16,883単位 要介護4 21,357単位 要介護5 25,829単位</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126別表1口、注3</p>
2 通所サービスの減算	① 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護を受けている利用者はいますか。	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126別表1注4</p>
	② 該当する利用者がいた場合、通所介護等を利用した日数に1日当たり減算単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算していますか。	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18留意事項第2の6(1)①</p>
3 同一建物若しくは隣接する敷地内の建物の減算	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物（「同一敷地内建物等」）における居住する利用者（1月当たりの利用者が50人未満）に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき600単位を所定単位数から減算していますか。	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126別表1注5</p>
	② 当該事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき900単位を所定単位数から減算していますか。	<p>いる いない 該当なし</p>	
	<p>【同一敷地内建物等の定義】</p> <p>※ 「同一敷地内建物等」とは、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指します。</p> <p>具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合などが該当し、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。</p>		<p>平18-0331005第2の2(4)①</p>
	<p>※ 当該減算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。</p> <p>（同一敷地内建物等に該当しないものの例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 		<p>平18-0331005第2の2(4)②</p>
	<p>※ 同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者と異なる場合であっても該当します。</p>		<p>平18-0331005第2の2(4)③</p>
<p>【同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義】</p> <p>イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。</p> <p>ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。</p>		<p>平18-0331005第2の2(4)④</p>	

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
4 中山間地域等 居住者加算	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。</p> <p>※ 中山間地域等居住者加算対象地域 厚生労働大臣が定める中山間地域等居住者（春日部市宝珠花）等です。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表1注8</p>
5 サービス種類 相互の算定関係	<p>① 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定していませんか。</p> <p>② 他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている間に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定していませんか。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告第126 別表1注13</p> <p>平18厚告126 別表1注14</p>
6 初期加算	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、1日につき30単位を加算していますか。</p> <p>※ 30日を超える病院又は診療所への入院の後に利用を再開した場合も同様とします。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表1ハ注</p>
7 総合マネジメント体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質を継続的に管理している場合、1月につき1,000単位を加算していますか。</p> <p>【別に厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていますか。</p> <p>② 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。</p> <p>※ 総合マネジメント体制強化加算は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせ、利用者にとって必要なサービスが必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するために、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が、日常的に共同して行う調整や情報共有等の取組を評価するものです。</p>	<p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>平18厚告126 別表1ホ注</p> <p>平27厚告95 第46号</p> <p>平18-0331005 第2の2(13)②</p> <p>平18-0331005 第2の2(13)①</p>
8 生活機能向上 連携加算(I)	<p>① 計画作成責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」）の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを行ったときは、初回のサービスが行われた日の属する月に、100単位を加算していますか。</p> <p>※ 計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合を除き、計画に基づき指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しません。</p> <p>※ 「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。</p> <p>② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを实</p>	<p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない</p>	<p>平18厚告126 別表1ヘ注1</p> <p>平18-0331005 第2の2(14)②イ c、d</p> <p>平18-0331005 第2の2(14)① イ</p> <p>平18-0331005 第2の2(14)②イ a</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 8 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	<p>施している医療提供施設の場合において把握し、又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者に助言を行っていますか。</p> <p>なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成責任者で事前に方法を調整するものとします。</p>		
	③ 当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者は、理学療法士等の助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、理学療法士等の助言の内容を定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に記載していますか。	いる いない	平18-0331005 第2の2(14) ②イb
	④ 「生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」は、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に介護従業者が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、介護従業者が提供する介護の内容を定めたものとしていますか。	いる いない	平18-0331005 第2の2(14) ①イ
	⑤ ④の計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載していますか。	いる いない	平18-0331005 第2の2(14) ①ハ
	<p>a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容</p> <p>b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた三月を目途とする達成目標</p> <p>c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標</p> <p>d b及びcの目標を達成するために介護従業者が行う介助等の内容</p>		
	⑥ ⑤のb及びcの達成目標については、利用者の意向も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定していますか。	いる いない	平18-0331005 第2の2(14) ①ニ
	<p>※ 計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容としては、例えば次のようなものが考えられます。</p> <p>達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する（1月目、2月目の目標として座位の保持時間）」を設定。</p> <p>（1月目）訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。</p> <p>（2月目）ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。</p> <p>（3月目）ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う（訪問介護員等は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う）。</p>		平18-0331005 第2の2(14) ①ホ
⑦ 3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告していますか。	いる いない	平18-0331005 第2の2(14) ②イd	
9 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	① 計画作成責任者が当該理学療法士等と利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する又は当該理学療法士等及び計画作成責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（指定居宅介護支援等基準条例に規定するサービス担当者会議として開催されるものを除く。以下②において、同じ。）を行い、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成責任者が共同して、現在の状況及びその改善可	いる いない 該当なし	平18厚告126 別表1へ注2 平18-0331005 第2の2(14) ①ロ

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(続) 9 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	<p>能性の評価(以下「生活機能アセスメント」という。)を行い、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該計画に基づくサービスを行ったときは、初回のサービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき200単位を加算していますか。</p>		
	<p>※ 「カンファレンス」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、計画作成責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えありません。</p>		
	<p>※ 当該3月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能です。</p>		平18-0331005 第2の2(14)①へ
	<p>※ 3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度①の評価に基づき当該計画を見直す必要があります。</p>		
	<p>②「生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」は、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に介護従業者が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、介護従業者が提供する介護の内容を定めたものとしていますか。</p>	いる いない	平18-0331005 第2の2(14)①イ
	<p>③ ②の計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載していますか。</p> <p>a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた三月を目標とする達成目標 c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 d b及びcの目標を達成するために介護従業者が行う介助等の内容</p>	いる いない	平18-0331005 第2の2(14)①ハ
	<p>④ ③のb及びcの達成目標については、利用者の意向も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作(立位又は座位の保持等)の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定していますか。</p>	いる いない	平18-0331005 第2の2(14)①ニ
<p>※ 計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容としては、例えば次のようなものが考えられます。</p> <p>達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する(1月目、2月目の目標として座位の保持時間)」を設定。</p> <p>(1月目) 訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。</p> <p>(2月目) ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。</p> <p>(3月目) ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う(訪問介護員等は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う)。</p>		平18-0331005 第2の2(14)①ホ	
<p>⑤ 本加算を算定する期間中、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びハのbの達成目標を踏まえた適切な対応を行っていますか。</p>	いる いない	平18-0331005 第2の2(14)①ト	

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
10 認知症専門 ケア加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算していますか。(ただし、(Ⅰ)、(Ⅱ)は同時に算定できません。)</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 90単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 120単位</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表1ト注</p>
(1) 認知症専門 ケア加算(Ⅰ)	<p>※〔厚生労働大臣が定める基準〕 次のいずれにも適合すること。</p>		<p>平27厚告95 第3の2号イ</p>
	<p>① 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はM)の占める割合が2分の1以上ですか。</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していますか。</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>③ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していますか。</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>※ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。</p>		<p>平18-0331005 第2の2(15)②</p>
	<p>※ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践リーダー研修」、認知症看護に係る適切な研修を指します。</p>		<p>平18-0331005 第2の2(15)③</p>
	<p>※ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。</p>		<p>平18-0331005 第2の2(15)④</p>
(2) 認知症専門 ケア加算(Ⅱ)	<p>〔厚生労働大臣が定める基準〕 次のいずれにも適合すること。</p>		<p>平27厚告95 第3の2号ロ</p>
	<p>① (Ⅰ)の基準のいずれにも適合していますか。</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していますか。</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>③ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していますか。</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護指導者養成研修」、認知症看護に係る適切な研修を指します。</p>		<p>平18-0331005 第2の2(15)⑤</p>
11 サービス提供 体制強化加 算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、以下の他の加算は算定できません。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 640単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表1チ注</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
(1) サービス提供体制強化加算 (I)	〔厚生労働大臣が定める基準〕 次のいずれにも適合すること。		平 27 厚告 95 第 47 号
	① 当該事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していますか。	いる いない	
	② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していますか。	いる いない	
	③ 事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施していますか。	いる いない	
(2) サービス提供体制強化加算 (II)	④ 次のいずれかに適合していますか。 a 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。 b 事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10 年以上の介護福祉士の占める割合が100 分の25 以上であること。	いる いない	
	① (1) の①～③までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。	いる いない	
(3) サービス提供体制強化加算 (III)	② 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が 100 分の 40 以上又は介護福祉士、実務者研修終了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が 100 分の 60 以上となっていますか。	いる いない	
	① (1) ①～③までに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 ② 次のいずれかに適合していますか。 a 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が 100 分の 50 以上であること。 b 事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100 分の60 以上であること。 c 事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が100 分の30 以上であること。	いる いない	
	※ 「研修」について 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保とを定めるとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません		平 18-0331005 第 2 の 2(16)①
	※ 「会議の開催」について 「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができます。また、会議の開催状況については、その概要を記録すること。 なお、「定期的」とは、おおむね1 月に1 回以上開催されている必要があります。また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。 ・ 利用者の ADL や意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家庭環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たっての必要な事項		平 18-0331005 第 2 の 2(16)②

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
続・(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	<p>※ 「健康診断等」について 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。 したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものであること。 なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは、介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とする。</p> <p>※ 上記、ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。</p> <p>※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものです。</p> <p>※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものです。</p>		平18-0331005 第2の2(16)③ 平18-0331005 第2の2(16)④ 平18-0331005 第2の2(16)⑥ 平18-0331005 第2の2(16)⑦
1.2 介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、次に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、以下の他の加算は算定できません。</p> <p>介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の137に相当する単位数</p> <p>介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の100に相当する単位数</p> <p>介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>〔厚生労働大臣が定める基準〕 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知)</p>	いる いない 該当なし	平18厚告126 別表1リ注 平18-0331005 第2の2(17)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
<p>(続) 12 介護職員処遇改善加算</p>	<p>ア～オについては (I) ～ (V) 全共通</p> <p>ア 加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している。</p> <p>イ 介護職員処遇改善計画書 (キャリアパス要件等の記載については区分による) を作成したうえで全ての介護職員に周知し、市に届出をしている。(計画書のチェックリスト確認とともに、計画書の内容証明する資料として就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類は適切に保管し、市から求めがあった場合には速やかに提出すること (一律に添付は求めない。))</p> <p>ウ 計画の変更があった場合に変更の届出を行っている。</p> <p>エ 介護職員処遇改善に関する実績報告書を市に提出している。</p> <p>オ その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。</p> <p>[キャリアパス要件 I]</p> <p>「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用 (賃金に関するものを含む。) 等の要件」及び「職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系 (一時金等を除く)」を定め、それを就業規則等の書面で明確にし、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>[キャリアパス要件 II]</p> <p>職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、資質向上の目標及びA又はBに掲げる具体的な研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>A…資質向上のための計画に沿って、研修の機会の提供又は技術指導等を実施 (OJT、OFF-JT 等) するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。</p> <p>B…資格取得のための支援 (研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用 (交通費、受講料等) の援助等) を実施すること。</p> <p>[キャリアパス要件 III]</p> <p>介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定するA～Cのいずれかに該当する仕組みを設けかつその内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>A…<u>経験に応じて昇給する仕組み</u> 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。</p> <p>B…<u>資格等に応じて昇給する仕組み</u> 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであること。</p> <p>C…<u>一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み</u> 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p> <p>[職場環境等要件]</p> <p>届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善 (賃金改善を除く。) の内容を全ての介護職員に周知していること。</p>		
<p>各加算の算定要件</p>	<p><各加算の算定要件></p> <p>介護職員処遇改善加算 (I) キャリアパス要件 I～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす。</p> <p>介護職員処遇改善加算 (II) キャリアパス要件 I・II、職場環境等要件の全てを満たす。</p> <p>介護職員処遇改善加算 (III) キャリアパス要件 I 又は II のどちらかと職場環境等要件を全て満たす。</p>		

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
13 介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p>〔厚生労働大臣が定める基準〕 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621 第1号厚生労働省老健局長通知）</p> <p>① 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）全共通</p> <p>ア 介護職員処遇改善加算の届出をしている。 イ 職員のグループ分け、賃金改善額の配分方法の設定ができています。 ウ 介護職員等特定処遇改善計画書を作成したうえで届出に係る計画の期間中に実施する職場環境等要件を含め、全ての介護職員に周知し、市に届出をしている。（計画書のチェックリスト確認とともに、計画書の内容証明する資料として就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類は適切に保管し、市から求めがあった場合には速やかに提出すること（一律に添付は求めない）。） エ 計画の変更があった場合に変更の届出を行っている。 オ 介護職員特定処遇改善に関する実績報告書を市に提出している。 カ その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。 キ 処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している。</p> <p>② 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）のみ ク サービス提供体制強化加算（Ⅰ）または（Ⅱ）のいずれか（介護福祉士の配置等）を届出している。</p> <p>※ 職員のグループ分けについて 1 グループa～cに区分 a 経験・技能のある介護職員 介護福祉士であって勤続年数10年以上の職員が基本。（他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定する。） b aを除く介護職員 c 介護職員以外の職員</p> <p>2 配分について次の条件を満たしている （1）グループaのうち1人以上は賃金改善額が月額平均8万円以上または年額440万円以上である（現に年額440万円以上の者がいる場合はこの限りでない） （2）グループaはグループbより高い （3）グループbはグループcの2倍以上 （4）グループcの賃金改善額が年額440万円を上回らないこと（賃金改善前がすでに440万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象にならない）。</p> <p>※ ウ 〔職場環境等要件〕 「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表1 又注</p> <p>平18-0331005 第2の2(18)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
14 介護職員等 ベースアップ 等支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>〔厚生労働大臣が定める基準〕 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 (令和4年6月21日老発0621 第1号厚生労働省老健局長通知)</p> <p>ア 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込み額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。</p> <p>イ 事業所において賃金改善に関する計画、介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ている。(計画書のチェックリスト確認とともに、計画書の内容証明する資料として就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類は適切に保管し、市から求めがあった場合には速やかに提出すること(一律に添付は求めない。))</p> <p>ウ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ている。</p> <p>エ 事業年度ごとに当該事業所の職員の改善に関する実績報告書を市に提出している。</p> <p>オ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>カ その他、加算の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表1ル注</p> <p>平18-0331005 第2の32(19)</p>
第10 その他			
1 介護サービス 情報の公表	<p>指定情報公表センターへ年1回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。</p> <p>※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。</p>	<p>いる いない</p>	<p>法第115条の35第1項</p> <p>施行規則 第140条の44</p>
2 法令遵守等の 業務管理体制の 整備	<p>① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。</p> <p>届出年月日 [平成 年 月 日] 法令遵守責任者 [職名] [氏名]</p> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容</p> <p>◎事業所の数が20未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 <p>◎事業所の数が20以上100未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 <p>◎事業所の数が100以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要 <p>② 業務管理体制(法令等遵守)についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>法 第115条の32 第1項、2項</p> <p>施行規則 第140条の39</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	参考 【根拠法令等】
	③ 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ※ 行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。 ア 介護報酬の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている ウ 利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている エ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している オ 法令遵守規程を整備している カ その他（	いる いない	
	④ 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	いる いない	